

## 4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月23日（火）午前10時～10時28分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、関谷 利彦、  
原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、阿部 利男、  
岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子  
・・・（17人）

4. 欠席委員 正司 浩幸（1人）

### 5. 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 許可取消申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
- 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（修正）について

#### 第3 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
- 報告第2号 農地所有適格法人報告書について
- 報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
- 報告第4号 事業計画変更承認の取下げについて

6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長、岡藤係長

議長： 定刻となりましたので、4月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 諸般の報告の前に4月1日の定期人事異動によりまして、  
事務局職員に異動が生じておりますので、紹介をさせていただきます。

（藤原事務局長及び岡藤調査係長より赴任あいさつ）

それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。  
欠席は1名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項23件及び報告事項4件  
となります。  
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員 18 人中 17 人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
厚東地区の関谷委員、旧市地区の内山委員にお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は 1 ページから 6 ページまでの楠地区の議案、1 番から 3 番までの 3 件です。なお、3 番について、荒廃が顕著であり耕作地として再生することは困難として、No. 1 から No. 5 までの 5 筆が取下げとなっています。3 件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 楠地区の 3 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

岡田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の 3 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1 番から 3 番までは、許可します。  
次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は 7 ページ、9 ページの東岐波地区の議案、1 番、2 番について説明します。2 件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 東岐波地区の 2 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ございません。

議 長： では、採決に入ります。東岐波地区の 2 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから16ページまでの西岐波地区の議案、3番から5番まで3件あります。訂正表にありますとおり、11ページの議案3番の譲渡人に訂正があります。3件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、4番については関連して議案第4号許可取消の1番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

原野委員： 確認の為教えていただきたいのですが、●●●●●●●●●●さんが太陽光を設置したのち売却されていると聞いたのですが、それは許可する際に問題になることがありますか。

議 長： この件につきましては、事務局がいろいろ動いてくださっております。会議が終わってから詳しくご説明致します。宜しいでしょうか。

原野委員： はい。宜しくお願い致します。

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3番から5番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページ、19ページの旧市地区の議案、6番、7番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、6番、7番は、許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページの厚南地区の議案、8番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、8番は、許可します。

次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は23ページから38ページの議案、1番から8番までの8件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第4号、許可取消申請について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページの議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。

先に説明しました議案第2号転用許可申請の4番に関連して、太陽光発電設備を目的に許可を受けたものの、資材調達が困難となったことから発電設備の規模を変更すること及び事業目的を売電事業から設備の売却事業に変更することから、許可取消申請書が提出されたものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： 議案第4号許可取消と議案第2号転用許可の関係について、もう少し説明をしてください。また、この事業が売電ではなく施設の売却ということであれば、以前の申請は許可されなかったのではないですか。

事務局： 議案第4号許可取消については、令和4年9月に許可を受けたものの当初の申請どおりの事業実施が困難となったため取り消すものです。

次に議案第2号転用許可では、取消申請をした事業において設備の規模を変更するとともに、売電事業ではなく施設の売却事業として申請されたものです。

売却事業については、パネル等を設置し●●●●への連系が完了したのちに売却することに自体は許可要件を満たしている考えられますので、実態に合ったかたちでの申請が出されたものです。

大草委員： わかりました。ありがとうございます。

議長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、1番は許可します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから53ページまでです。訂正表にありますとおり、43ページの船木、吉部及び50ページ、53ページの農用地に訂正があります。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。

東岐波、西岐波、厚南、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は54ページ、55ページになります。該当農地の貸付先への配分について意見を求められております。これは、議案第5号にて、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を

有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 万倉地区よろしいですか

阿部委員： はい。

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
次に、議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等(修正)について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、56ページから58ページとなります。  
これは、3月議案でもお示ししておりましたが、3月時点では令和5年度の数値が確定していませんでしたので、確定した数値を反映し、改めて令和6年度の最適化の目標として総会に諮るものです。  
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決します。  
承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。順に説明いたします。  
報告第1号、議案書は59ページ、60ページです。万倉地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。  
次に報告第2号、議案書は61ページから68ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。  
次に報告第3号、議案書は69ページから73ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。  
最後に、報告第4号、議案書は74ページです。2月の定例総会において計画変更について承認をいただき、その後県へ計画変更の承認申請をしたところ、当

初計画を受けた申請者が既に亡くなっており、当初の許可は無効であることから計画変更申請は不要との通知を受け、申請取下げの申し出を受けたものです。  
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。

山口県農業会議より、令和6年度農業者年金加入推進部長の推進依頼がありました。岡田委員、縄田委員にお願いすることとしたいと思いますが、皆様、ご了承いただけますか。

(全員了承)

議 長： それでは、岡田委員、縄田委員お願いします。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、4月定例総会を閉会します。

(終了時間 10 : 28)